公益社団法人浜田法人会 役員報酬等及び費用規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人浜田法人会(以下「本会」という。)の定款第25条に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会の役員の報酬等は無報酬とする。ただし、職務遂行上、必要と認められる交 通費実費相当額の費用は本会の旅費規程に則り支払う事ができる。

(公 表)

第4条 本会は、当規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は移行認定を受け移行の登記をした日から施行する。